

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第14回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成19年11月12日（月）13：30～14：50

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）坂本雅子，永尾広久，南部義広，西村重雄，箕田孝行（委員長）

（庶務）渡邊総務課長，三井総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

(1) 平成20年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(2) 新60期司法修習生の新任判事補任官希望者について

5 審議資料（添付省略）

42 平成20年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報

6 協議

(1) 平成20年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

庶務から，福岡地域委員会の依頼に基づき提出された審議資料42の情報24件（情報1から情報24）について，情報の概略等の報告を行った上で，以下のとおり協議が行われた。

ア 情報1について

情報1については，まず，提出期限（10月31日）を徒過して提出されたものである点が検討されたが，提出期限経過後に提出された情報であっても，従前と同様に受け付けることとされた。次に，本情報は，再任（判事任命）候補者を積極的に評価した情報である点が検討された。従前，当委員会

では、ネガティブチェックという本質から、このような情報は、正式に報告すべきものではなく、参考情報として、指名諮問委員会に送付するという取扱いをしていたが、再任（判事任命）候補者を積極的に評価する情報であっても、今後は、正式な情報として、指名諮問委員会に報告することとされた。

なお、上記各検討において、次のとおりの意見が述べられた。

- ・ 指名諮問委員会に送付する情報は、特段の情報だけであり、そのような重要な情報ということであれば、提出期限も守るのが普通ではないかと思われる。提出期限を徒過しても、いつまでも認めるという取扱いはどうかと思う。
- ・ 情報受付の周知依頼文書に定めている提出期限は、特に不変期間というわけでもないだろうから、提出期限を徒過しているからといって取り扱わないというのはどうだろうか。
- ・ きちんと提出していただけない原因が何かあるのではないか。今回は、従前どおりにすることでよいが、次回からは提出期限を守ってもらえるような努力をすべきである。例えば、情報を記載する書面の書式を提供して、スムーズに提出できるような工夫をしてみてもどうか。

提出期限を厳守していただく工夫として、次回の情報受付の周知依頼文書の発出時に、情報を記載する書面の書式を定めることについて、検討することとなった。

- ・ この情報の内容は、再任（判事任命）候補者を評価する情報であり、特段の情報ではなく、このような情報をいちいち送付することは、指名諮問委員会も事務が大変で、困るのではないか。指名諮問委員会からの指示は、特段の情報を送るということではないか。
- ・ 特段の情報ではないというのはどうか。ポジティブ情報であっても、裁判所内部の人事評価を裏付ける資料になることもあるだろうし、評価をする上での重要な資料となるのではないか。

- ・ 積極的に評価する情報を正式情報として送らないというのはどうか。下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第13条の条文をみても、ネガティブ情報しか送らないということにはなっていない。今後は、ネガティブ情報であってもポジティブ情報であっても、正式な情報として送付すべきであると思われる。

この点につき説明者から、次のとおり説明がされた。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第13条1項1号は「指名候補者に関する情報を収集して、その取りまとめを行うこと」とされており、収集した情報を何もかも送るのではなく、地域委員会でスクリーニングして送ることが必要であるとされている。つまり、収集した情報の価値を吟味、判断した上で、必要なものを取捨選択をし、集約する必要がある。収集した情報を未整理のまま送付することは、かえって指名諮問委員会の審議の負担を増すことになるからである。

従前の取扱いも、ポジティブ情報だけであれば、当該裁判官の再任の適否の判断において、あまり価値がないということで、正式情報としなかったものと思われる。しかし、同じ裁判官についてネガティブ情報が提供される可能性もあり、その場合は、ポジティブ情報も有益な情報となり得ることとなるから、ネガティブ情報しか送るべきではないということにはならないと思われる。ただし、ネガティブ情報とポジティブ情報とを分かりやすく整理することは必要であると思われる。

イ 情報2ないし情報5について

いずれの情報も提出期限を徒過しているが、情報の内容も具体的で、情報の的確性についても一見して問題がないことから、全員一致で各情報を、情報1と同様、指名諮問委員会に報告することとされた。

なお、各情報について、以下のとおり意見が述べられた。

- ・ 情報2及び情報3はいずれも同一裁判官に対する、同一事件に関する情

報であり、情報提供者は同じ事件の訴訟関係人の立場からそれぞれ情報提供されたものである。各情報提供者は、当該事件に関し、当該裁判官に対して、かなり憤慨している様子が見受けられる。内容については、当該裁判官の弁明も聴いていないわけだが、この手続の中でこのような意見が出てきたことは良いことであって、この情報自体で当該裁判官についての客観的な判断ができるかどうかは分からないが、この情報はそのまま、指名諮問委員会に送付すべきかと思われる。

- ・ 情報 4 及び情報 5 については、弁護士の側から不満を述べるものであるが、各情報のそれぞれの対象者に対して、そのような不満を持ったということはこの文面からは理解できるところであり、そのような弁護士がいるという事実を指名諮問委員会に報告するという意味で、送付すべきであると思われる。

ウ 情報 6 ないし情報 2 1 について

情報 6 ないし情報 2 1 は、そのうち情報 1 3 ないし情報 2 1 については、提出期限経過後に提出されたものであるが、いずれの情報の内容も具体的で、情報の的確性についても一見して問題がないことから、各情報を指名諮問委員会に報告することとされた。

なお、各情報について、以下のとおり意見が述べられた。

- ・ 情報 7 ないし情報 1 1、情報 1 3 ないし情報 1 6 については、いずれも当該裁判官を高く評価する内容になっているが、その中にも少し批判する内容が盛り込まれている情報もあり、その点につき当該裁判官に対する情報の客観性を感じる。全体的には大いに評価しながらも、注文も付けたい部分もあるということであり、なるほどと思う。あまり考えられないことだが、仮に当該裁判官に対するマイナス評価が出された場合に、これらの情報を打ち消す情報として、重要な情報ではないかと思われる。
- ・ 情報 2 0 についても、全体として評価する情報だと思われるが、マイナ

ス情報も含まれている。裁判官といえども人間なのだからプラス情報だけではなくマイナス情報もあるということは当然のことであり、やはりなるほどと思わせることがある。そのような意味では、指名諮問委員会に送付する必要がある意味のある情報だと思われる。

エ 情報 2 2 から情報 2 4 について

これらの情報については、いずれも、平成 2 0 年度判事再任（判事任命）候補者ではない裁判官に対する情報であり、当該各裁判官は指名諮問委員会に諮問された候補者ではないので、これらの情報は、従来どおり指名諮問委員会に送付する必要はないとされた。

(2) 新 6 0 期司法修習生の新任判事補任官希望者について

庶務から、次のとおり説明を行い、各委員の了承を得た。

新 6 0 期司法修習生の新任判事補任官希望者については、前回の当地域委員会において、本日の委員会で、当該判事補任官希望者に関する情報収集等についての取扱いを協議する予定としていたが、本日現在、指名諮問委員会から当該判事補任官希望者の名簿が送付されていない。

指名諮問委員会庶務によれば、同判事補任官希望者の名簿の送付が遅れている状況だが、当該判事補任官希望者に関する情報収集等についての取扱いについては、従前どおり、特に情報収集をする必要はないが、指名の適否に関する特段の情報があれば受け付ける取扱いになるとのことである。当地域委員会宛てに指名諮問委員会から名簿が送付されたら、各委員に連絡し、名簿の内容を口頭で説明した上で、当該名簿を当委員会庶務に備え置くこととし、委員の方々には、随時名簿を閲覧していただくことができるようにしたい。

昨年までと同様に特に情報収集は行わないが、指名の適否に関する特段の情報提供があったときには、各委員の意見を伺った上で、当該情報の指名諮問委員会への送付の可否について決めることとしたい。

7 次回期日

次回の福岡地域委員会の期日は、追って指定されることとなった。